

建築確認申請 手続きの流れ

1. はじめに

柏原市内において建築物を新築・増築・改築・移転する場合、建築基準法第 6 条に基づく建築確認申請は、柏原市を經由して大阪府又は指定確認検査機関へ提出することが義務付けられています。

2. 手続きの流れ

①. 柏原市に建築確認申請の提出（申請者）

- ・提出部数－正本・副本・柏原市控え 計 3 部
※消防長等の同意を要する物件は、消防本部に確認のうえ消防控え分を 1 部追加して下さい。
- ・「建築確認申請に関する調査報告依頼書」及び「建築物等確認申請に伴う排水設備計画書」を柏原市控えに添付して下さい。
- ・建築敷地が埋蔵文化財包蔵地内にある場合は、事前に歴史資料館からの意見を受けたうえで建築確認申請を提出して下さい。

②. 市にて現地調査および現地調査報告書の作成など經由事務の実施

- ・現地報告書の作成には申請受付日翌業務日から土日祝日を除く約 5 日を要します。

③. 消防本部への經由

- ・大阪南消防局(旧：柏原羽曳野藤井寺消防)への經由は柏原市が行います。なお防火地域、準防火地域以外で主要用途が「専用住宅」の場合、消防局への經由は行いません。
- ・消防局の經由期間は、申請受付日翌業務日から土日祝日を除く約 4～7 日を要します。
詳しい經由期間については柏原羽曳野藤井寺消防署へお問い合わせください。

④. 指定確認検査機構または大阪府に建築確認申請の提出（申請者）

- ・指定確認検査機構または大阪府への建築確認申請は申請者が行います。
- ・經由事務の処理が出来次第、申請者へご連絡致しますので建築確認申請書類の引き取りをお願いします。なお建築確認申請書類の引き取り際は受取印が必要です。

3. よくある質問

- Q 1. 柏原市控え、消防局控えはコピーでよいですか？
A 1. 正本のコピーで結構です。
- Q 2. 構造計算書の添付は必要ですか？
A 2. 柏原市の經由は必要ありません。
指定確認検査機関等に提出する際、必要な場合は添付して下さい。
- Q 3. 建築確認概要書の閲覧は出来ますか？
A 3. 閲覧できません。大阪府の建築指導室の窓口へ訪庁願います。
- Q 4. 柏原市開発指導要綱にかかる場合の確認申請の手続きは？
A 4. 建築確認申請の手続きの前に事前協議を行って頂き、協議終了後に建築確認の申請となります。
柏原市開発指導要綱の内容については、柏原市ホームページより確認できます。